
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.125 2018/7/14

1 平成30年 7 月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について

7月13日、消費者庁は、災害救助法の適用を受けた被災地において、農林水産省及び厚生労働省と連名で、食品表示基準を弾力的に運用する旨を関係機関に通知した。なお、特にアレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象となる。その内容は次のとおり。

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

一方で、平成30年 7 月豪雨による被害により、被災地への食料の円滑な供給が重要な課題となっていることを踏まえ、引き続き適正な食品表示がなされていることが重要ではあるものの、食品の譲渡・販売の態様等を総合的に勘案し、食品の安全性に係る情報伝達について十分な配慮がなされていると判断されるとともに、消費者の誤認を招くような表示をしていない場合には、平成30年 7 月豪雨において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた被災地において、譲渡又は販売される食品については、必ずしも食品表示基準に基づく義務表示事項の全てが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、アレルギー表示及び消費期限については、被災者の方々の食事による健康被害を防止することが何より重要であるため、従来どおり個々の容器包装に表示する必要があることから、これまでどおり、取締りの対象となりますので、適切な対応をお願いします。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/index.html#notice